

居宅介護支援 ハート 24 桜の郷事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛の会が開設する居宅介護支援ハート 24 桜の郷事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、介護保険法の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援 ハート 24 桜の郷事業所
- (2) 所在地 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 1000 番地 2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤・介護支援専門員兼務）
 - ① 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - ② 居宅介護支援を提供する。
- ③ 介護支援専門員 1 名以上（常勤）
 - ④ 居宅介護支援を提供する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（祝日を含む）
 - (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ※緊急時、24 時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助を行う。
- (2) 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者の希望する場所とする。
- (3) 居宅介護サービス計画又は、居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握する。
- (4) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析する。使用する課題分析の種類は、「居宅サービス計画ガイドライン」とする。
- (5) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行う。
- (6) サービス担当者会議等は、原則として、事業所内の会議室にて実施する。
- (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供する。
- (8) 利用者・利用者宅への訪問は月1回以上行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、茨城町・水戸市・笠間市とする。

(利用料及びその他の費用)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業実施区域を越えた地点から1kmあたり30円の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(居宅介護支援事業所管理者)
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年1回以上)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を

現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 10 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスに提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、全職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 11 条 本事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 3 職員は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 7 事業所がおこなったサービスに係る諸記録に関して、県条例の定めるものを整備し、その完結した日から 5 年間保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改定する。(管理者変更・実施地域変更)

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日より改定する。(管理者変更・実施地域変更)

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日より改定する。

(虐待防止に関する事項追加・記録保管期間追加)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より改定する。(業務継続計画の策定等)